

第1回野生動物委員会の会議概要

(小動物臨床部会個別委員会)

I 日時 平成17年10月24日(月) 13:30～16:30

II 場所 日本獣医師会・会議室

III 出席者

【委員】

浅野 玄	岐阜県獣医師会(岐阜大学講師)
加藤 千晴	— (神奈川県自然環境保全センター自然保護公園部野生生物課副技幹)
小林 眞	大阪府獣医師会(大阪府羽曳野食品衛生検査所副所長)
小松 泰史	東京都獣医師会副会長(新ゆりがおか動物病院院長)
坂庭 浩之	群馬県獣医師会(群馬県北部食肉衛生検査所食鳥検査グループ主幹)
高島 一昭	鳥取県獣医師会(鳥取県動物臨床医学研究所評議員)
成島 悦雄	東京都獣医師会(東京都多摩動物公園飼育課課長補佐兼飼育調整係長)
羽山 伸一	東京都獣医師会(日本獣医畜産大学助教授)
溝口 俊夫	福島県獣医師会理事(福島県鳥獣保護センター長)
山口千津子	東京都獣医師会(日本動物福祉協会獣医師調査員)

【本会】 中川 秀樹(副会長)、細井戸 大成(小動物臨床部会部会長)、大森 伸男(専務理事)ほか

IV 議 事

- 1 職域別部会の運営等
- 2 委員会の検討テーマ等
- 3 委員長・副委員長の選任(協議)
- 4 これまでの検討及び要請活動等の経過等(報告)
- 5 委員会における検討の方向等(協議)
- 6 その他

V 会議概要

会議の冒頭、中川副会長から「我が国には野生動物に係る様々な問題がある。委員会の検討が成果につながることを期待する」との挨拶があった。

1 職域別部会の運営等

大森専務理事から委員紹介が行われた後、資料に基づき、職域別部会制の役割、本委員会の組織上の位置づけ（小動物臨床部会の個別委員会としての位置づけ）、運営規程等の説明が行われた。その中で、以下の点が特に示された。

- (1) 従来の専門委員会等の役割は会長から諮問を受けて検討・協議し回答するというものだった。これに対し、職域別部会は職域別の事業運営機関として本会の事務事業を推進する立場で積極的に活動し、理事会に対し提言の上、執行に移すことが求められている。
- (2) 委員には、各地区からの推薦を受けた者あるいは学識経験者に就任願ったが、それぞれの立場から発言いただき、本会の運営に協力いただきたい。

2 委員会の検討テーマ等

大森専務理事から資料に基づき以下のとおり、本委員会の検討テーマが示された。

・特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（以降「外来生物法」）の施行等に伴う課題と対応

- ① 野生動物の捕獲のあり方
- ② 捕獲野生動物の安楽死(殺)のあり方

また、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（以降「鳥獣保護法」）に基づく農林水産被害対策として行われている、イノシシ、猿、鹿等に係わる安楽死の問題も合わせて検討することとされた。

3 委員長・副委員長の選任（協議）

- (1) 羽山伸一委員が委員長に、副委員長に成島悦雄委員が全会一致で承認、選任された。
- (2) 羽山委員長から「野生動物に係る諸問題において、近年獣医師の活動がようやくクローズアップされてきたことは喜ばしいことである。しかし、全国16獣医科大学での野生動物に係る教育体制は十分とはいえない。一方、外来生物法は既に施行されており、まず獣医師会としての対応を整備することが緊急課題である。生態系の保護、外来生物による被害対策等をめぐる環境が整えられつつある現在、委員会での検討を柱に、日本獣医師会として、野生動物の諸課題に係る方向性を打ち出していただけよう努力したい。」との挨拶があった。

4 小動物医療対策の課題と要請活動等の経過等（報告）

資料に基づき以下のとおり説明が行われた。

- (1) 大森専務理事から要請書「動物の愛護管理及び移入種対策の充実整備について（平成15年7月16日付け 15日獣発第112号）」が示され、特に以下の点について説明された。

ア 本会はこれまで、動物の所有者責任を明確にするため、マイクロチップ(以降「MC」)による個体識別を提唱、推進してきた。その中で、外来種対策においてもMCによる個体識別が有効であるとしてきた。

イ 動物の愛護及び管理に関する法律(以降「動愛法」)においても所有者責任が強化され、動物愛護管理対策の枠組みの中で外来種対策も視野に入れた施策が推進されているので、外来種に関する新制度においては動愛法の施策との整合性を確保するよう要請した。

ウ なお、この後制定された外来生物法における特定外来生物の個体識別および動愛法における危険動物の個体識別にはMCが導入されることとなった。

(2) 大森専務理事から要請書「野生動物救護対策の一層の推進について」(資料6)が示され、特に以下の点について説明された。

ア 別冊資料、野生動物委員会報告「野生動物救護のあり方」においては、野生動物対策に係る指針を示し、さらに野生生物分野を今後発展が期待される分野として、本件に係る人材育成のあり方を示している。

イ 要請書は、「野生動物救護のあり方」を、今後の施策に生かされたいとして環境省に、都道府県におけるガイドラインの策定に生かされたいとして各都道府県に、野生動物に係わる人材育成のための教材として使用されたいとして各獣医学系大学に、それぞれ送付した。

羽山委員長から、「この報告書を広く活用していただくためにも、一般に公開していただきたい。」との提案がなされ、大森専務理事から、「日本獣医師会ホームページの一般サイトに掲載する。」旨回答された。

5 委員会における検討の方向等(協議)

(1) 事務局から資料に基づいて本委員会における主な課題と検討事項が示され、それぞれの項目について、以下のとおり説明された。

ア まず、委員会におけるとりまとめの前提として、「外来生物に対する獣医師会としての考え方」では、前回の報告内容を踏襲して、再整理してはいかがかと考える。

イ 「特定外来生物の取り扱い」については、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の概要」(資料9)が示され、特に以下の点について説明された。

(ア) この法律は、生態系、人の生命・身体、農林水産業に被害を及ぼし、又は及ぼすおそれのある外来生物を特定外来生物に指定し、その飼養等や譲り渡し等を原則禁止したものである。

(イ) 例外的に飼養等を行うには、主務大臣の許可を得ることが必要とされ、そのためには、これらの動物を適切に取扱うことができ、①学術研究、動物園等での展示、教育、生業の維持など主務省令で定める目的のために飼育等するか、あるいは、②法律施行時にすでに飼養等していた個体であること、が条件とされている。

- (ウ) また、野外における特定外来生物について、国のほか地方公共団体等の参加により防除を推進することも規定されており、この内容が本委員会の検討項目である、外来生物の捕獲とその後の取扱い、あるいは安楽死の問題とかわかってくる。
 - (エ) 主務大臣の許可を得た特定外来生物であることを示す個体識別措置の方法として、一部の動物でMCの使用が規定されており、許可を得るためには獣医師が発行したMC注入証明書の添付が義務付けられている。全国的にMCによる個体識別が行われるためには、全国各所にMCの注入ができる獣医師がいることが条件であり、環境省でも獣医師に対する研修会の開催や教材等の準備を進めている。本会としてもこれに協力することとしている。
 - ウ 「外来生物の捕獲とその後の取扱い」では、すでに特定外来生物の捕獲、保管等を実施している自治体もあると聞いているので、その実例を具体的に収集、紹介し、全国の自治体の参考として示してはいかかかと考える。
 - エ 「野生動物の安楽死に関する技術指針」については、将来、本格的に国や自治体の活動が始まれば、必然的に捕獲した動物に対する安楽死の問題が重要になってくる。この問題に関して本会としても技術指針を示すべきであり、動愛法の中で技術指針として示されている「動物の処分方法に関する指針」や「米国獣医学会：安楽死に関する研究報告 2000」等を参考に指針を策定していただきたい。
- (2) 事務局の説明に加えて羽山委員長から、以下のように補足された。
- ア 「外来生物に対する獣医師会としての考え方」では、全国の獣医師に基本的考え方を早く伝える必要がある。次回委員会までには取りまとめに入りたい。救護動物については前回まとめられたので、これを発展させ、整理して示したい。
 - イ 「特定外来生物の取扱い」では、野生動物をペットとして飼養することの是非を含め、その取扱いに対する方向性を示すべきではないか。
 - ウ 「外来生物の捕獲とその後の取扱い」では、全国の関係者の参考とするため、さまざまな先進事例、失敗事例等を積極的に公開することが必要である。
 - エ 「野生動物の安楽死に関する技術指針」では、「米国獣医学会：安楽死に関する研究報告 2000」等を参考に、我が国で問題視されている野生動物について、個別に具体的な技術指針を示すことが求められている。一方、国内でも日本野生動物医学会動物福祉委員会において、研究目的で野生動物を処分する際のガイドライン作りが進められているが、進捗状況は思わしくない。場合によっては、本委員会で、現場で早急に必要とされる部分だけでも取りまとめ、その後日本実験動物医学会と連携して何らかの案を示すことも考慮してはどうか。
 - オ 関係省庁等の動向は以下の通りである。
- (ア) 野生動物の被害の問題に関連して、環境省では鳥獣保護法の改正作業を進めている。昨年 12 月に検討会での報告がまとまり、中央環境審議会での審議を経て、早ければ来年度前半にも改正の運びとなるのではないかと。この中で

は、専門技術者の位置付けが課題となっているが、科学的な保護管理のためには、やはり獣医師が深く関わっていくべきだろう。

- (イ) 兵庫県では、本年9月から森林・野生動物管理官制度が発足し、6名の管理官の養成を始めている。県立大学で2年程度の研修を受けた管理官が各地域のマネージャーとして野生動物の保護管理に就く制度である。この6名のうち2名は獣医師である。
- (ウ) 農林水産省では、本年4月、鳥獣による農林水産業被害対策に関する検討会が発足し、8月に中間報告が取りまとめられた。ここでは農業技術者の役割が重要であるとされ、全国約8000名の農業改良普及指導員等が鳥獣被害対策の現場で対応すべきとされた。これをうけて、省として研修制度も始められている。こうした動きの中で、動物取扱いに係る専門技術者としての獣医師の位置付け、その果たすべき役割が重要であり、獣医師会としても積極的に提言していくことが必要ではないか。
- (エ) 捕獲されたイノシシや鹿については、食肉利用についての要望が全国的に出されている。しかしE型肝炎の問題等があり、消費者にいかに安全に提供するかということについての結論が出されないままになっている。とりあえず加工品についてのみ流通を促進するという方向で検討が進められている。食の安全に係る分野でも獣医師の果たす役割はもっとクローズアップされるべきではないか。

(3) 検討事項について、委員からは次のような意見が述べられた。

ア 大阪府では、従来負傷した動物の収容においては動物種を特定せずに保護・収容を行ってきた。近年、持ち込まれる動物の中に飼養者不明のアライグマ等の外来種が見られるようになった。

基本的に殺処分は行わないこととし、当初はセンター内で飼育したり里親を探したりして対応してきたが、急激な頭数の増加に対して、薬剤の注射による処方をせざるを得なくなった。処分されたアライグマの頭数は、平成14年に数頭であったものが、翌15年には42頭、16年には222頭、今年9月13日現在で134頭となっている。

しかし、センターでは本来、安楽死の実施は想定しておらず、処分に必要な薬剤の費用が年々嵩み、他の事業予算に影響するまでになっているのが実状である。今年度からは府の環境農林水産部に動物愛護畜産課が新設され、その下に動物愛護グループと野生動物グループが設置され、行政として対応部局を一元化し、現実的な対策を推進することになった。

イ 北海道では、1996年から、鳥獣保護法に基づき、農林水産被害対策の有害鳥獣駆除の一環としてアライグマの捕獲を行ってきた。さらに農林水産被害が認められない森林については、道が調査目的での捕獲を行っている。現在の年間捕獲頭数は約1000頭に及ぶ。しかし生息頭数の減少は見られず、効果があがっているとはいえない。

- ウ 北海道は周囲を海洋に囲まれ、全道の実態を考慮した効果的な対策を実施できるが、周辺自治体と陸続きのところでは、越境してくる動物への対策がとりにくい。各自治体ごとに野生動物対策を行うのではなく、自治体同士のネットワーク作りや共通指針の策定などを急ぐべきではないか。
- エ 自治体のネットワーク化という意味では、アライグマ対策に関して、関東でも東京・神奈川・山梨の1都2県で広域協議会を立ち上げることになっているが、形ばかりに終わる可能性も否定できない。もっと現実的な施策が必要ではないか。
- オ 動物愛護の問題と野生動物管理との関係を整理する必要がある。例えば、骨折した鹿を捕獲・救護して山に放しながら、一方で鹿を捕獲・処分しているような現実がある。理論的には別の考え方に基づくものとされるのだろうが、現場では積然としないものが残る。
- カ 野生動物の捕獲の次には、避けて通れない安楽死の問題がある。方法、人員、施設等の課題がある。狂犬病予防注射を委託している開業獣医師の協力を仰ぐのも選択肢の一つだが、「安楽死の専門家」という評判が病院のイメージダウンにつながるという懸念もある。
- キ 獣医師が野生動物の救護等に携わる場合、共通感染症への対応も考慮しなければならない。
- ク 野生復帰が困難な野生動物への対応等、システムが未整備である現状では、特定の職員や獣医師の負担ばかりが増すことになっている。今後、生態系の保全を目的とした本格的な捕獲が行われたとき、処分可能な頭羽数や収容施設等をマネジメントする体制が必要であり、獣医師会としては、そのために必要な要請活動等も推進すべきではないか。
- ケ 外来生物法は、あくまでピンポイントに動物種を指定したものであり、この法律では対応できない問題もある。本委員会では、法の枠にとらわれることなく、生態系の保全を第一に、国内の各地域が直面している現状を見据え、現場の必要度の高い課題から取り上げていくべきではないか。

VI まとめ

- (1) 羽山委員長から、「外来生物の捕獲等、取扱いについての考え方」については、なるべく早く検討結果を提示したいので、以下については次回委員会までに案をまとめることが提案され、了承された。

ア 外来生物に対する獣医師会としての考え方

- ・原案の取りまとめを担当する委員が次の通り指名された。
- (ア) 外来生物との関わりを市民と獣医師それぞれの立場でどう考えるべきか等、外来生物対策の基本的考え方等に係る事項（山口委員）
- (イ) 外来生物に関する現状の把握、輸入制限等法制面を含む課題の整理と今後の対策の進め方、一般市民への環境教育のあり方等に係る事項（浅野委員）

イ 特定外来生物の取扱い

委員長と事務局において、外来生物法、鳥獣保護法等現行法の枠組みの中で、「どの外来生物に対し、どの法に基づいて、どのような対策がとられているのか」を整理することとされた。

- (2) 「外来生物の捕獲とその後の取扱い」については、全国自治体での参考となる外来生物取扱い事例を来年夏までにまとめることとされた。
これについては、外来生物法の施行を受けた自治体の取組状況も踏まえることとされた。
- (3) 「野生動物の安楽死に関する技術指針」について、来年夏までには何らかのガイドラインを示すこととされた。羽山委員長から、「動物に対して可能な限り苦痛を与えないことを大前提として、動物ごとに、具体的方法まで踏み込んだガイドラインを用意したい。対象動物は、各地で問題となっている哺乳類を中心に検討したい。」と説明された。
- (4) 羽山委員長の「今後の検討を進めていくために「野生動物」の範囲を示し、本委員会の検討範囲を整理していく必要がある」との意見に対し、細井戸部会長から、「小動物臨床部会において、「家庭動物」「実験動物」「野生動物」といった概念について整理する予定である。」旨発言があった。
- (5) 捕獲した野生動物を学校で飼育することについて、学校飼育動物委員会の意見を聞くことが提案された。
- (6) 各委員間及び事務局とのやり取りはEメールで行うこととされ、メーリングリストの関係者間での公開が承諾された。
- (7) 次回委員会は1月20日(金)に行うことが確認された。それまでに、「外来生物に対する獣医師会としての考え方」及び「特定外来生物の取扱い」についての案を示すこととされた。
- (8) 大森専務理事から、「野生動物に係る問題では、法律の整備がようやく進んできたところである。現場でのよりよい運用につながるよう、幅広い意見交換のもと、検討を進めていただきたい。」との挨拶があり、会議を終了した。